

「随意契約の見直し等について(平成20年6月30日付け会発第0630008号)」に基づく随意契約に係る理由書(物品役務等)

※「平成19年度における随意計画見直し計画(改訂)のフォローアップ」において、平成19年度に競争性のある契約方法に移行を予定していたが、その後も競争性のある契約方法に移行できないものについては、備考欄に「平成19年度随契フォローアップ」と記入するとともに、「(移行困難な事由)」及び「移行予定年限」を記入。

	物品役務等の名称、場所、期間及び種別	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由 (移行困難な事由)	移行予定年限	備考
33	給与等システム機器入替契約	平成27年11月13日	コンピュータ・システム(株) 京都市上京区 笹屋町千本西入笹屋 4-273-3	当該システム機器は、開発業者であるコンピュータ・システム(株)と保守契約を締結しており、市販の機器ではシステム動作環境を満たさず、システムが正常に動作しない恐れがあり、動作環境を満たす条件使用についてはシステム開発した当該業者しか知り得ず、他業者が行うことは不可能であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。		
34	旧新潟公共職業安定所跡地 地中障害物調査代	平成27年11月27日	旭調査設計(株) 新潟市中央区幸西 1-1-11	当該調査に係る調査費は、新潟県基礎単価として一般に公表されている。また、複数の調査会社へ電話による聞き取り調査を行った結果、早急に調査実施が可能な業者であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。		